

特 記 事 項

この特記事項は、冷却塔の運転に起因するレジオネラ症の発生を防止するため、仕様書の二の1の(2)のイの(4)に掲げる冷却塔の保守管理等について必要な事項を定めるものとする。

1 日常の維持管理について

(1) 使用期間中に次の管理を行う。

ア 冷却水の殺菌剤処理

イ 洗浄殺菌効果を持続させるための水処理

ウ 冷却塔の定期清掃（毎月1回の物理的洗浄）

エ 定期点検

(7) 毎月1回

自動ブロー装置、薬注装置、弁類等の動作及び設定値の確認

(4) 毎日1回

下部水槽、散水装置、充填材の汚れ及び損傷状況の目視点検

薬品充填状況の確認及び補充

オ レジオネラ属菌検査

(7) 検査回数は年2回以上とし、薬剤の適合性が把握できるまでの間は、発注者が必要とする都度行う。

(4) 検査結果は、速やかに発注者に報告し、検査書類を提出する。

2 冷房運転開始時及び冷房運転終了時に化学的洗浄を行い、冷房運転終了時には水抜きをする。

3 一週間以上冷却塔の運転を休止した後に運転を再開する場合は、運転前に冷却水ポンプを単独で運転させて殺菌剤を添加し、殺菌処理を行った後にファンを運転させるものとする。

4 緊急の対応について

(1) 水質検査の結果、レジオネラ属菌が 10^2 CFU/100ml以上検出された場合は、直ちに清掃、消毒等の対策を講じ、当該対策の効果（検出菌数が、検出限界以下（10CFU/100ml）となること。）が確認されるまで、対策を繰り返すものとする。

(2) レジオネラ症患者の集団発生が確認され、又は推察される場合は、検水を保存した上で殺菌洗浄を行うものとする。

5 その他

(1) 冷却塔の保守管理は、「新版レジオネラ症防止指針」（厚生省生活衛生局企画課監修）（改定等された場合は、改定後の最新版）を参考に実施するものとし、当該指針に記載のない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(2) 使用する薬剤は、抗レジオネラ用空調水処理剤協議会の自主基準に登録認定されたものとし（使用時の水質状況に最も適した薬品を選定すること。）、受注者は、事前に安全データシートを発注者に提出し、その承認を得るものとする。